

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます。)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) ÷ 派遣料金の平均額
(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

2025年11月1日現在

1・派遣労働者の人数	11人	派遣先企業
2・派遣先事業所数	5社	①アスピー食品株式会社 ②株式会社BREXA Photonix
3・1日8時間当たりの平均派遣料	14,567円	③株式会社大昌電子岩手工場 ④東京発條株式会社宮城工場
4・1日8時間当たりの平均賃金	9,127円	⑤株式会社登米精巧本吉工場
5・派遣マージン率	37.3%	

①スタッフ賃金 派遣社員の皆さんにお支払いしている賃金の割合です。

②福利厚生費 社会保険・厚生年金・雇用保険は、会社と皆さんが折半で支払っています。
その、会社支払い分相当の割合です。

③有給取得費 社員の皆さんが有給を取得すると、会社はその取得日分を相手方に請求できません。
しかし、会社は皆さんにその分を支払わなければなりません。
その引き当て分として一定の金額を計上している割合です。

④会社経費 会社のスタッフ賃金・会社通信及び光熱費・健康診断費用・キャリアアップ研修費用
会社修繕費用等会社維持に必要な経費割合です。

⑤営業利益 上記①～④の経費を全て差引いた残りの金額割合です。

・派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容(当社就業規則第8章による)

キャリア・コンサルティング相談窓口(派遣課 千田清文 0220-34-4595 内線10)

・当社の派遣社員は全て、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定を締結しています。

有効期限 2027年 3月 31日

東和テック株式会社
総務部派遣事業課

